

政府行動計画及び都道府県行動計画について

1. 政府行動計画について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）に基づき国が作成する「政府行動計画」（法第6条関係）については、今般、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（案）」としてとりまとめられ、パブリックコメントが実施されているところ。その作成は、本年5～6月の予定とされている。

政府行動計画（案）の概要及び本文は、[参考資料1](#)のとおり。

2. 都道府県行動計画について

県が作成する「都道府県行動計画」（法第7条関係）については、政府行動計画に基づき、法に規定する事項について定めることとされている。このため、政府行動計画が作成された際には、速やかに作成作業に入るよう各種の準備をしていく必要がある。

(1) 都道府県行動計画に定める事項について

都道府県行動計画に定める概ねの事項は、次のとおり（法第7条関係）。

1	当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
2	当該都道府県が実施する次に掲げる措置に関する事項 イ 新型インフルエンザ等の都道府県内における発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査 ロ 新型インフルエンザ等に関する情報の市町村、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び住民への適切な方法による提供 ハ 感染を防止するための協力の要請その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置 ニ 医療従事者の確保その他の医療の提供体制の確保に関する措置 ホ 物資の売渡しの要請その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
3	市町村及び指定地方公共機関がそれぞれ作成する市町村行動計画、業務計画の基準となるべき事項
4	新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
5	新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
6	前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し都道府県知事が必要と認める事項

※ 各号の意義については、別表「参考 都道府県行動計画の作成に係る解説等について」を参照のこと。

(2) 県における都道府県行動計画について

県の都道府県行動計画については、「(仮) **新型インフルエンザ等対策青森県行動計画**」(以下「青森県行動計画」という。)として作成作業を進めていく予定としている。

青森県行動計画の構成と内容等については、次表を想定している。

大項目	中項目		小項目と規定内容等
はじめに			青森県行動計画を作成する趣旨等
新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	1	対策の目的及び基本的な戦略	
	2	対策の基本的な考え方	
	3	対策実施上の留意点	
	4	新型インフルエンザ発生時の被害想定について	(新型インフルエンザに関する推計モデルに平成22年国勢調査の基本集計(青森県分)を適用して試算した数値を一つの想定として提示)
	5	対策推進のための役割分担	次の8項目について、その責務等を規定 ①「国」②③「地方公共団体(県、市町村)」④「医療機関」⑤「指定(地方)公共機関」⑥「登録事業者」⑦「一般の事業者」⑧「県民」に分けて規定
	6	青森県行動計画の主要6項目	次の6項目について、その方針等を規定 (1)実施体制 (2)サーベイランス・情報収集 (3)情報提供・共有 (4)予防・まん延防止 (5)医療 (6)県民生活及び県民経済の安定
	7	発生段階	政府行動計画における「未発生期」「海外発生期」「国内発生早期」「国内感染期」「小康期」の5つの段階のうち、県では「国内発生早期」以降において、「県内未発生期」「県内発生早期」「県内感染期」「県内小康期」等の地域の段階を設定
各段階における対策	「未発生期」「海外発生期」「国内発生早期」「国内感染期」「小康期」の5つの段階ごとに実施する対策等		次の項目について規定 (1)前提条件 ①発生段階ごとの定義 ②発生段階ごとにおける対策の目的 ③発生段階ごとの対策の考え方 (2)青森県行動計画の主要6項目について、発生段階ごとにその具体的な対策を規定(併せて、対策ごとの実施主体(県(〇〇部、〇〇委員会等)市町村、指定(地方)公共機関等)も規定)

また、青森県行動計画の作成スケジュールは、別紙「(仮)新型インフルエンザ等対策青森県行動計画作成スケジュール(案)」のとおりである。

(3) 都道府県行動計画と現行の行動計画との関係について

現行の「青森県新型インフルエンザ対策行動計画」(平成18年1月。平成23年4月改正)については、感染症法第10条に基づく感染症予防計画を根拠として作成した個別計画の一つであること、その規定する対処体制については今後青森県新型インフルエンザ等対策本部条例(平成25年3月青森県条例第11号)の規定に即したものに整理していくこと、また、法により新たに創設された「指定(地方)公共機関制度」「(特定接種の対象となる)登録事業者制度」について合わせて盛り込む必要があること等から全部改正の上で、都道府県行動計画(青森県行動計画)として位置付けする予定である。

参考 都道府県行動計画の作成に係る解説等について(法第 8 条関係)

青森県行動計画を作成するにあたって、法第 8 条各項について、次のような解釈に基づき作業を進めていくこととしている。

(第 1 項関係) 都道府県行動計画は、新型インフルエンザ等発生時において、新型インフルエンザ等の発生時における措置等の特別の措置を的確かつ迅速に実施するための行動計画であり、また、市町村及び指定(地方)公共機関が市町村行動計画、業務計画を作成する際の基準となるべき事項を定めるものであることから、都道府県知事は、第 1 項の規定により、必ず都道府県行動計画を作成しなければならない。

(第 2 項第 1 号関係) 地方公共団体、指定(地方)公共団体等がそれぞれに実施する新型インフルエンザ等の発生時における措置が全体として万全の措置になるよう調整するという都道府県対策本部の所掌事務に関する事項を記載することとなると想定している。

(第 2 項第 2 号関係)

イ 感染症法第 14 条の規定による指定届出機関(定点)において患者発生の動向を把握し、県内の流行状況について把握することのほか学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学校閉鎖等)を調査しインフルエンザの感染拡大状況を早期に把握するなどの事項、また、新型インフルエンザ等発生時には全ての医師は同法第 12 条の規定により新型インフルエンザ等患者等を報告することに関する事項のほか同法 15 条の規定により積極的疫学調査等を実施して情報収集を行うことに関する事項を記載することとなると想定している。

ロ イで記載された情報について活用可能な複数の媒体・機関を通じて市町村、指定(地方)公共機関、医療機関、登録事業者、一般の事業者及び県民に対して情報提供を行うことに関する事項のほか、新型インフルエンザ等発生時に、県民からの相談に応じるコールセンターの設置等に関する事項を記載することを想定している。

ハ 執行機関ごとに実施すべき措置の内容を定めることとなるが、感染を防止するための協力の要請として咳エチケットなどの個人の対策についての要請のほか、まん延の防止に関する措置として治療・入院措置、外出自粛・健康観察や施設の使用制限等の要請に関する事項を記載することを想定している。

ニ 執行機関ごとに実施すべき措置の内容を定めることとなるが、指定(地方)公共機関や登録事業者たる医療機関における医療提供の継続に関する事項に加え、医療従事者の確保については新型インフルエンザ等の発生時において県民の生命及び健康を保護するために行う医療従事者に対する医療提供等に関する要請のほか、医療の提供体制の確保については新型インフルエンザ等発生時において設置する帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来、検査体制のほか臨時の医療施設の設置等に関する事項について記載することを想定している。

ホ 執行機関ごとに実施すべき措置の内容を定めることとなるが、指定(地方)公共機関や登録事業者たる事業者における事業継続に関する事項に加え、緊急物資の運送等、物資の売り渡しの要請等、生活関連物資等の価格の安定等への措置に関する事項について記載することを想定している。

-
- (第 2 条第 3 号関係)市町村及び指定地方公共機関が計画を作成する際の基準となるべき事項としては、市町村及び指定地方公共機関が実施すべき措置の内容、整備すべき組織体制、訓練、物資の備蓄の実施等についての基準を定めることを想定している。
- (第 2 項第 4 号関係)都道府県対策本部の運営、本部長職務代理順位等について定めることを想定している。
- (第 2 項第 5 号関係)指定行政機関などの国の機関との連絡体制、他の都道府県との相互応援協定、教育、警察や消防との連携等について定めることを想定している。
- (第 2 項第 6 号関係)その他知事が必要と認める事項、例えば地域の概況等を定めることを想定している。
- (第 3 項関係)新型インフルエンザ等緊急事態宣言の対象区域として県や隣接県の区域にある複数の市町村が指定される場合においては、関係市町村は特定市町村として、関係都道府県は特定都道府県として、新型インフルエンザ等対策緊急事態措置を的確かつ迅速に実施する必要がある。このためには、これら地方公共団体において平素から共通の認識をもっておくことが重要である。そのため、他の地方公共団体と関係がある事項を都道府県行動計画に定めようとするときは、当該地方公共団体の長の意見を聴かなければならないこととしたものである。
- (第 6 項関係)都道府県知事は、都道府県行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告し、市町村及び関係指定地方公共機関に通知するとともに、公表しなければならない。都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等発生時における措置は、都道府県全体として推進すべきものであり、そのためには、都道府県行動計画について、住民の代表者たる議会のその内容を知らせる必要があるためである。また、新型インフルエンザ等発生時における措置を円滑に実施するためには、住民の理解と協力が必要であることから、併せて都道府県行動計画を公表して、その周知を図ることとしたものである。
- (第 8 項関係)都道府県行動計画は都道府県における新型インフルエンザ等対策の実施や新型インフルエンザ等発生時における措置など特別の措置について定め、感染症法などの法律と相まって新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において県民の生命及び健康を保護し、並びに県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に作成されるものであり、感染症の予防及びまん延防止に関する事項など感染症対策に特有の内容も多いことから、都道府県行動計画の案を作成しようとする段階において、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者から意見等を聴く必要がある。なお、この手続きは、都道府県行動計画の作成にあたっては、必須である。

(仮)新型インフルエンザ等対策青森県行動計画作成スケジュール(案)

4月 5~6月

~6月

特措法施行期日政令、特措法政令の公布、**特措法の施行**

政府行動計画の策定

県推進本部

- 行動計画の決定
- 対策本部による総合調整の対象
- 執行機関の整備等

構成：知事、副知事、各部局長等
事務局：健康福祉部

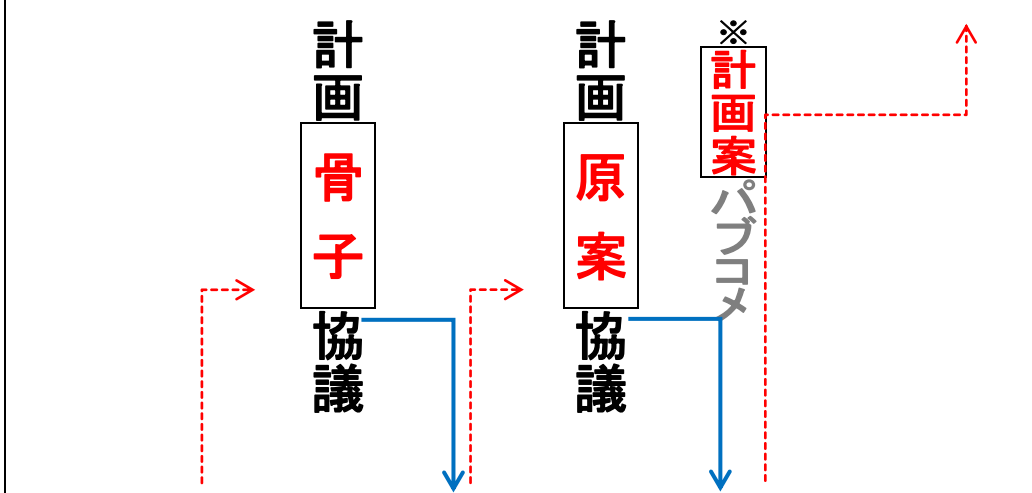
行動計画作成方針

↑
行動計画決定
〈計画案審議〉

青森県関係者会議
(仮)新型インフルエンザ等対策

- 行動計画骨子・原案の整理
- 指定地方公共機関・登録事業者候補法人の整備

構成：指定地方行政機関等(県内の出先機関や自衛隊部隊)、指定公共機関(県内の支店等)、指定地方公共機関、市町村・消防機関、県薬剤師会等関係団体等
事務局：健康福祉政策課、保健衛生課



健康福祉部
健康福祉政策課・保健衛生課

骨子作成 原案作成 計画案作成 パブコム整理

医療協議会

- (必要時)行動計画骨子・原案の協議
- 指定地方公共機関・登録事業者の整理

構成：県医師会、感染症指定医療機関、中核病院、県薬剤師会、県看護協会、保健所長会
事務局：保健衛生課

骨子説明 **原案説明**